

申 立 書

※ 本人が委任状を書けない場合に使用する書面です。委任状とセットで届け出ください。
本人が作成すべき委任状をやむを得ず代筆する方が全ての項目を書いてください。
また、申立人が代理人となることはできません。予め御了承ください。

(あて先) 八戸市長

【 本人 (委任者) 】 (たのむ方)

住 所 八戸市 丁目 番 号

氏 名 八戸 花子

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日 生まれ

上記本人は、以下の理由により委任状を記入することができませんので、申立人である私が別紙のとおり委任の旨を証する書面を代筆し、作成いたしました。

別紙の委任の旨を証する書面は、本人の面前で本人の指示のもと作成したものであり、別紙の届出・請求等については本人の意思に基づくものに相違ありません。

本申立の内容に嘘や偽りはなく、貴職に対して一切の御迷惑をおかけしません。

つきましては、届出・請求等の受理について、特段の御配慮のほどお願いいたします。

【 委任状を記入できない理由 】

病気により手が動かないため

平成 年 月 日 作成

【 申立人 】 (委任状を書く方)

本人との関係 子

住 所 八戸市大字 字 番地

氏 名 八戸 太郎 印

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日 生まれ

※ 申立内容等について嘘や偽り等が発覚した場合は、刑法により罰せられる場合があります。

私文書偽造等罪 (刑法第 159 条) ・ ・ ・ 3 月以上 5 年以下の懲役、1 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金

偽造私文書等行使罪 (刑法第 161 条) ・ 3 月以上 5 年以下の懲役、1 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金